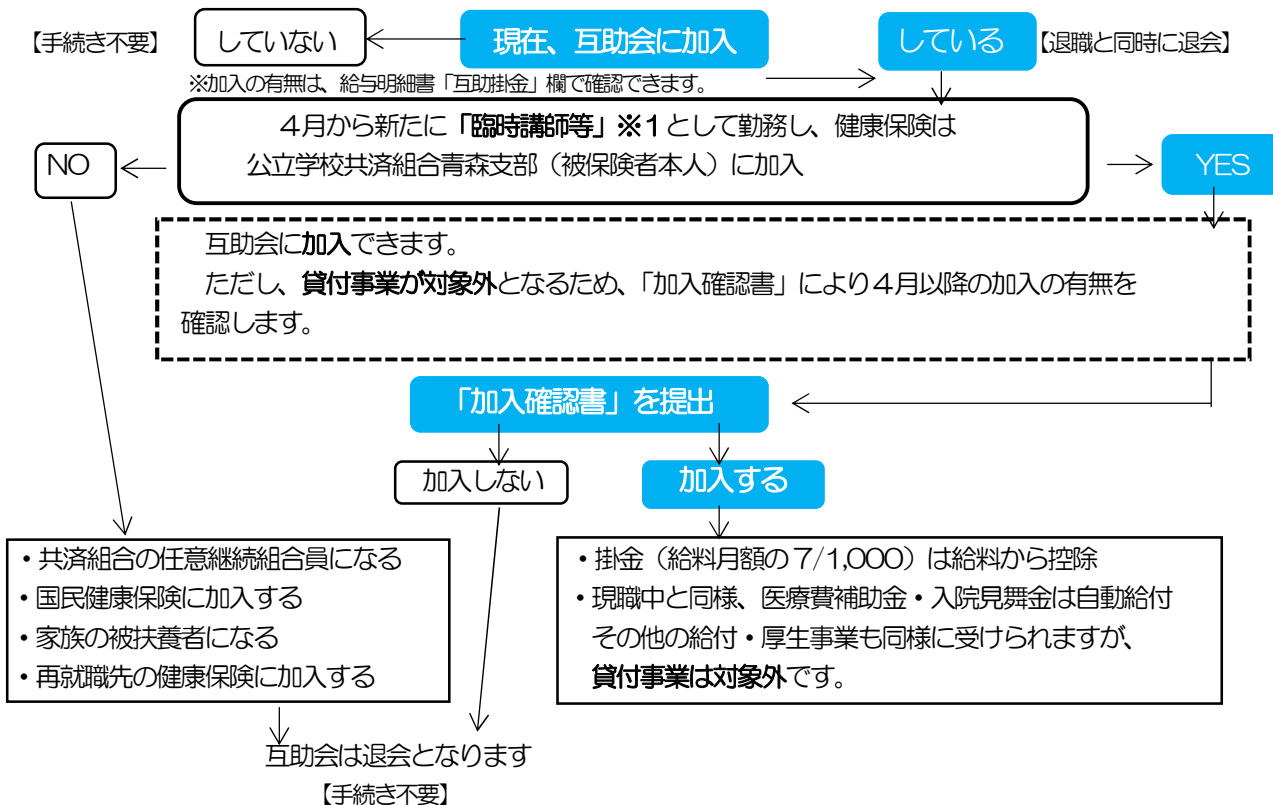


退職に伴う互助会手続きについて

一般財団法人青森県教職員互助会

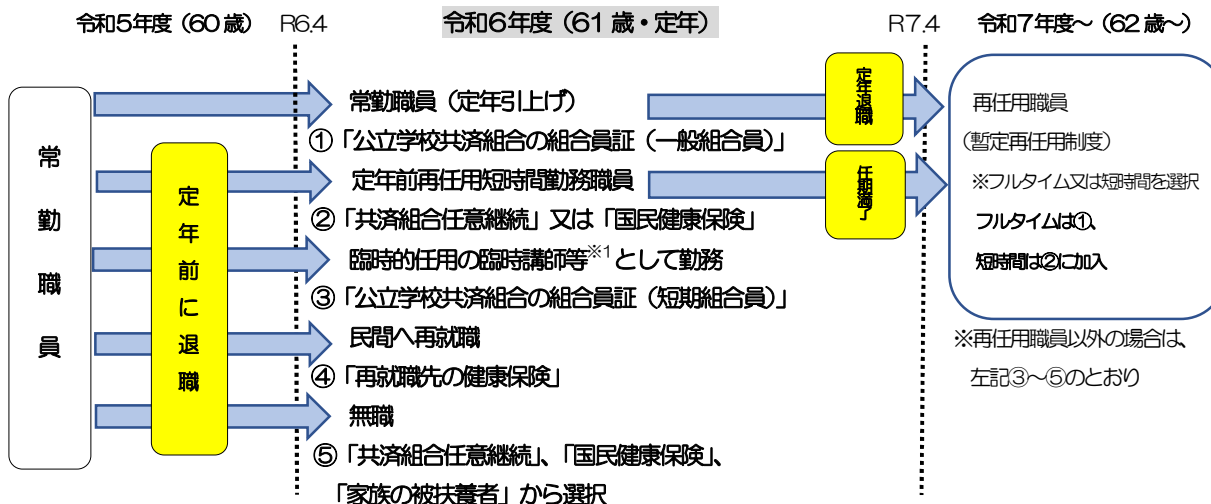
1. 退職時（他共済組合へ転出する場合を含む。）の手続きについて



※1 臨時講師等・・・臨時講師、臨時看護助教授、臨時実習講師、臨時寄宿舎指導員、臨時学校栄養職員、臨時事務職員、非常勤職員（短時間勤務）

今年度60歳の会員が、定年引上げにより常勤職員として勤務する場合、互助会は引き続き加入の取り扱いとなります。（下図参照。）

【今年度60歳の方に係る令和6年度の健康保険証の例】



※①～⑤は、あくまでも一例です。ご不明な点は、公立学校共済組合青森支部へお問い合わせください。

【互助会の加入について（令和6年度）】

パターン①	引き続き加入の取り扱いとなります。（手続きは不要。）
パターン②	退会となります。（手続きは不要。）
パターン③	引き続き加入の取り扱いとなります。ただし、貸付事業が対象外となるため「加入確認書」の提出が必要。
パターン④、⑤	退会となります。（手続きは不要。）

パターン③の場合のみ「加入確認書」の提出が必要です。

ただし、すでにフルタイムの再任用職員・臨時講師等として勤務している方の提出は不要です。

2. 在職中の給付・貸付について

- (1) 「医療費補助金」・「入院見舞金」について
在職中（令和6年3月診療分まで）の「医療費補助金」・「入院見舞金」は、診療月の3カ月後に個人口座へ自動給付されます。
- (2) 「退職慰労金」について
10年以上在会して退会した場合、在会年数に応じた「退職慰労金」が、5月中旬に自動給付されます。
- (3) 「生活資金貸付」の未償還金について
退職時に生活資金貸付の未償還金がある場合は、退職手当から控除されます。
また、他共済組合へ転出する場合、即時償還となりますので、互助会から払込書を送付します。

(1)～(3)ともに、手続きは不要ですが、(1)、(2)を給付するため、届出済の個人口座は、7月末頃まで解約しないでください。

3. 互助会員証について

退会后、速やかに「会員証」を互助会へ返送してください。
なお、「会員証」を紛失した場合、連絡や手続きは不要です。

【お問い合わせ】

〒030-8540 青森市長島一丁目1-1 青森県教育庁職員福利課内
一般財団法人青森県教職員互助会
TEL 017-734-9914 FAX 017-734-8276



互助会ホームページ